

草津養護学校 校舎 生活 のルール

はじめに

本規則は、本校の児童生徒が社会で生きる力を育むために最低限守るべきルールや秩序について記したものです。

これに則り、児童生徒は、本校に在籍する全ての児童生徒が安心・安全に学習を受けられるように、また公共の施設を使用する際のマナーを守って物を大切に扱えるように心がけてください。

教員は、児童生徒の発達状況や障害特性、生活環境などに応じて、一人ひとりの人格や個性の伸長を図り、自らの意思で、生活や行動について改善していく力をつけていくことを目指し、指導していきます。また、児童生徒のこれに対する違反行為や問題行動に対して、処罰的に対応するのではなく、家庭と連携を図り、より個に応じた指導ができるように努めています。

【校内の生活について】

1. 施設設備の使い方について

(1) 学校のものは「公共」のものであり、大切に扱い整理整頓を心がける。

（「きれいに使う。」「壊さない。」「勝手に移動しない。」「無断で持ち帰らない。」）

(2) 学校の備品や電気などは、必要に応じて使い、私用はしない。

(3) 食事は決められた場所で決められた時間にとる。（「菓子は持つてこない。」）

(4) 施錠されている門やドアの鍵は教員の許可を得て開ける。（「勝手に鍵を開けない。」）

(5) 廊下は安全に通行する。（「廊下は走らない。」）

(6) 体育館や特別教室等の使用については、それぞれの使用方法を守る。

2. 授業の受け方について

(1) 授業を受けている全員が、気持ちよく授業を受けられるように心掛け、ルールを守る。（「開始時間を守る。」「必要なものは机に置かない。」）

(2) 学習に必要なもの（携帯電話、携帯ゲーム機・音楽プレイヤー、漫画本・雑誌、カードゲームなど）は授業に持ち込まない。

3. 持ち物について

(1) 金銭や携帯電話等の貴重品は、登校後に担任に預け、鍵付きのロッカーで保管する。

(2) 金銭や物のおごり、貸し借り、売り買い、交換はしない。

(3) 学習に必要なもの（携帯電話、携帯ゲーム機・音楽プレイヤー、漫画本・雑誌、カードゲームなど）は学校に持つてこない。

※「学習に必要なもの」について、特別な理由で必要な場合についても学校の許可を得て、使う時間や場所を決めて使用する。

【登校・下校について】

1. 始業・下校時刻について

(1) 自主通学生は始業時刻(授業の始まりの時刻)に間に合うように登校する。

○始業時刻 9:10

(2) 登校後、下校時刻までは無断で校外へ出ない。

(3) 下校時刻を守る。

①下校時刻

スクールバス乗車の児童生徒 <月・火・木・金> 15:10 <水> 14:10

自主通学の児童生徒

<月・火・木・金> 15:30まで <水> 14:30まで

※上記の各下校時刻を過ぎる場合は、必ず教員の指導下であること。児童生徒だけで残らない。

②部活等最終下校時刻 17:00

※教員の指導の下でのみ、この時刻まで学校に残って活動することができる。

2. 通学について

(1) 通学方法について

スクールバス通学、単独通学、自主通学、それぞれ保護者と学校で確認し、学校に許可された通学路で上下校をする。許可なく変更せず、変更する場合は担任に相談し、学校の許可を受ける。

(2) 自主通学・単独通学について

①徒歩や自転車での通学の際は交通ルールやマナーを守る。(「自転車での傘さし走行やイヤフォンをつけての走行禁止」「ヘルメットの着用をする」など)

②電車やバスなど公共の交通機関を利用する際には交通ルールや乗車マナーを守る。

③許可された通学ルート(通学路)で通学する。寄り道をしない。

④許可された通学方法(徒歩、自転車、路線バス、電車等)で通学する。

※小学校の児童については単独通学・自主通学を実施しません。

バス停までの送迎は保護者の責任でお願いします(未成年の兄弟姉妹は不可とします)。

(3) スクールバスの利用について

①車内で飲食はしない。

②携帯電話・ゲーム機は使用しない。

③走行中は必ずシートベルト等の固定器具をつけて着席する。(「立ち歩かない」)

【身だしなみについて】

※原則であり、可能な限り、心掛ける。個々の事情がある場合は担任に伝える。

1. 服装について

(1) 登下校時は公共の場にふさわしい服装をする。

(2) 『体育』『からだ』など運動する時には体操服を持参し適宜着替えをするなど、清潔な着衣を心掛ける。

(3) 肌は過度に露出せず、不審者などから自分の身を守る。

(4) **履物**について、踵やつま先が覆われているもの（スニーカー、運動靴）を履く。

2. 頭髪について

染色、脱色をしない。

3. 装飾品について

化粧やピアス、アクセサリー等の装飾はしない。

【校外での生活について】

1. 外出、宿泊について

(1) 保護者に行き先を伝えて外出する。

(2) 18:00以降に一人で、または友人同士で外出をしない。

(3) 知らない人についていかない。

(4) 保護者に無許可で外泊しない。

2. その他（禁止事項）

(1) 飲酒や喫煙、ゲームセンター、パチンコ店など年齢制限のある施設への出入り等、法律・条例等で禁止されている行為は学校でも同様に禁止する。

(2) アルバイトを禁止する。

ただし以下の事情によっては学校から許可を受けてすることができる。

・家庭の経済的理由から、本校での学習を受けるために必要な学級費や給食費等の支払いのためにアルバイトの給与が必要である場合。

(3) 運転免許の取得を原則禁止する。

3年生は卒業後の進路に関わって必要とされる場合は、学校の許可を受けて11月以降から教習所へ入所し免許取得が認められる。ただし、在学中の運転は禁止する。